○国土交通省告示第九百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

音谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第千三百六十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市上砂見

字真石　二六六番一　一号及び十三号
字ヲン谷山　一〇一一番一　二号
字谷ノ前　二二八番一　三号
二二九番　四号
二三〇番　五号、九号及び十号
二三〇番二　六号
二三一番　七号
一九六番　八号
二二六番　十一号
二二二番三　十二号

○国土交通省告示第九百七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十二年八月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

(一)　登録番号　17

(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

ダイヤモンド工事業協同組合

(三)　代表者の氏名　山下　哲男

(四)　変更年月日　平成二十二年八月二日

○防衛省告示第百四十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年八月二十七日から同年九月十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区　域

五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年八月二十七日から同年九月十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区　域

五島列島南方海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一二二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一二二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一二二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一二三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一二三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一二三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一二三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一二三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一二三度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一二三度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

九州地方整備局長　岡本　博

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山鹿市鹿央町千田字九二七六三番から同市鹿央町千田字十九二七六二番三まで	前	一五・八〇～一九・一〇メートル	〇〇・〇九九キロメートル	
	後	一五・八〇～四三・九〇メートル	〇〇・〇九九キロメートル	

二　(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

九州地方整備局長　岡本　博

三　(一)　路線名

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
玉名市寺田字中塔七五番三から同市岱明町西照寺字大浦六五九番一まで	前	九・六〇～二四・三〇メートル	四二・三〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 九・六〇～二四・三〇メートル	四二・三〇キロメートル	
玉名市岱明町西照寺字大浦六五九番一から同市岱明町西照寺字大浦六九〇番二まで	前	B A 一六・四〇～一七・〇〇メートル	七・五四〇キロメートル	
	後	一五四・〇〇メートル	八・二七五キロメートル	
	後	七二・五四〇メートル	〇〇・二三五キロメートル	
	後	八・二七五キロメートル	〇〇・二三五キロメートル	
	後	三四・〇〇メートル	〇〇・二三五キロメートル	
	後	三四・〇〇メートル	〇〇・二三五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二　百　八　号　山鹿市鹿央町千田字十九二七六三番から同市鹿央町千田字十九二七六二番三まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

玉名市岱明町西照寺字大浦六五七番一から同市岱明町西照寺字大浦六九〇番二まで　〃

供用開始の期日　平成二十二年八月十三日